

令和6年度第3回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和7年3月7日（金） 午後6時30分から7時50分まで
場 所：武蔵野市役所西棟 811会議室
出席委員：7人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和6年度第2回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について

[事務局が作成した原案のとおり確定することとした。]

(2) 令和6年度の開示等状況について（令和6年10月～令和7年1月分）

[事務局より、令和6年10月から令和7年1月までの行政文書、保有個人情報及び特定死者情報の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【委員】 不開示部分について「等」と記載がないものは、例示的に不開示部分を挙げているわけではなく、全て列挙しているという理解でよいでしょうか。

【事務局】 お見込みのとおり、「等」と付されていないものについては、不開示部分について全て列挙しています。

【委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【会長】 ほかの委員はいかがでしょう。

【委員】 市職員の氏名の不開示性について取扱いが変わったのは、名札の取扱いが変わったからなのか、又は市の考え方が変わったのか確認させていただきたいと思います。

【事務局】 市職員の氏名の取扱いについて、情報公開条例にあっては、第9条第2号において、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの等は非開示とされているところ、市職員の氏名については、これまでは職員配置表という形で市政資料コーナーに配架をされており、また職員が着用している名札においてフルネームで所属も含めてオープンにしていることから、慣行として公になっているものということで、例外的に非開示情報から除外され、開示という取扱いをしていました。

慣行として公になっているから開示としていた2つの根拠のうち、まず、職員配置表の配架については、いわゆるカスハラ対策の一環として、昨年度に配架を取りやめました。また、名札についても同様の趣旨から、昨年10月に管理職以外の職員については、所属なしのひらがな表記の氏のみでの記載になったため、管理職以外については、名は慣行として公にしなくなったことから、条例等の何らかの規定が変わったということではなく、これまでの慣行が変わったことに伴い、このような判

断をしています。

【委員】 よくわかりました。窓口対応される方のことを考えると、時代に合った変更というように思います。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 細かいことを2点確認したいです。一つは、資料3の中の非開示決定の理由において、文書不存在というものがいくつか見受けられますが、これは文書が当初からなかったのか、それとも存在はしたが廃棄してしまったということでしょうか。

【事務局】 資料3のNo. 119からNo. 121までについてのご質問かと思いますが、これらは開示請求時点で市として作成又は取得をしておらず、保有していなかったので文書不存在という決定をしたものです。

なお、文書の保存年限の関係で、以前は市として保有していたが、保存年限の超過により廃棄した結果、保有しなくなったため文書不存在という決定をすることもあります。

【委員】 ありがとうございます。もう一つ、資料4に「医療費のお知らせ」という表記がありますが、これは個人宛てに半年分等をまとめた医療費の状況について送付するお知らせということでしょうか。請求者の欄を見ると、本人の場合と任意代理人の場合とがあるようですが、本人については、例えば紛失したから再度送付を希望するといったような単純な理由なのでしょうか。もう一つは、任意代理人というのは具体的にはどのような性質なのでしょうか。

【事務局】 資料4のNo. 60及びNo. 63についてのご質問かと思いますが、医療費のお知らせについては、委員ご指摘のとおり、半年程度の医療費の金額や受診した医療機関等についてお知らせしているものであり、開示請求を行った理由は、紛失等により再発行を希望するということが考えられます。

任意代理人の性質についてですが、本人が高齢のため、自身が請求することが難しい等の事情がある場合に、委任状を作成したうえで、家族等が本人に代わって任意代理人として請求するというケースがあります。

【委員】 わかりました。例えば、医療費のお知らせを紛失したとして、再発行してほしいといった希望もこの開示請求の案件に含まれるのでしょうか。

【事務局】 再発行については、情報公開担当としては、既に送付したのものについては、再度発行し送付するだけですので、開示請求ではなくそのような対応ができないか所管課にお願いしているところですが、再発行という対応が事務の性質上なじまないものについては、保有個人情報の開示請求の手続を案内しています。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

[その後、事務局より審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申及び裁決の概要等について説明を行った。]

(3) CIMコラムについて

[事務局より、令和6年11月以降のC I Mコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、C I Mコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問があった。]

【会 長】 C I Mコラムのテーマの提案について、事務局からおくやみ窓口及び夜間窓口に関する提案がありました。このほかに委員の皆様からテーマ案があればぜひ提案をいただきたいとのこと。委員の皆様いかがでしょうか。

窓口に関するテーマ案として、デジタルプラットフォームアプリの「common (コモン)」というものが活用されており、とても新しいものを活用されていると感じましたが、まだ試行中の段階でしょうか。common (コモン) について取り上げるのは時期尚早でしょうか。

【事務局】 common (コモン) については、今年、資産活用課が民間事業者と連携して活用しているものであり、試行段階という認識です。市民活動推進課では「市民目安箱」というような形でも活用しており、それについては令和7年2月末が試験運用の期限であったところ、その期限を延長しています。詳しい状況について確認し、調整のうえ、掲載は可能と考えています。

【会 長】 ありがとうございます。それから、令和7年度施政方針において「ゼロカーボン・ドライブ（走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ）」についての話があったと記憶しています。ゼロカーボン・ドライブは、もう市の施策として確立されているのでしょうか。

【事務局】 施政方針に掲載はしていますが、おそらくこれから展開していく形になるかと思っています。先ほどのcommon (コモン) も含めて、テーマ的にはこれからより注目されていくものと思いますが、掲載可能な時期等については所管課と調整しながら進めていきたいと思っています。

【会 長】 承知しました。ほかに委員の皆様から提案等がありますか。

【委 員】 市報や市公式LINEにおいて、頻繁に非常勤職員等の募集をしているように思います。この応募状況や職種等について記事にすることはできるのでしょうか。

【事務局】 興味深いテーマであるように思いますが、非常勤職員等の募集自体は、年度初めは人事課で一般事務等について一斉募集していますが、それ以外の時期になりますと、基本的には採用を希望する各所管課で募集や選考等を行っているため、そのような状況を全庁的に集約している実態はなく、全体像を記事化することは困難なように思われるところです。

【委 員】 わかりました。

【会 長】 例えば、市役所で働く人たちということで、無期雇用で働いている職員のほかに、会計年度任用職員の方がいたりとか、あるいは比較的短期間、派遣の方がいたりとか、様々な人たちが市役所で働いています、市政を支えていますという旨の紹介をする、というテーマはいかがでしょうか。

【事務局】 ただいまご提案いただいたとおり、色々な切り口があると考えられる中で、取材を受けるにあたって、どこが取材先になるのかについて、配置については人事課、

職員定数や組織の話であれば企画調整課と所管が分かれる中で、おおよそ1,000文字程度の分量であるC I Mコラムにおいて、どのような切り口でやっていくべきかということが課題かと思えます。

一般に、テーマに関するキーワード的なものも含めて本審議会でご提示いただいている中で、結果として広範なテーマになればなるほど、興味深いテーマであればあるほど具体的にどのように記事化すべきかを思慮することとなるように感じています。

今回ご提案いただいた内容についても、なかなか具体的な記事化のイメージが難しいという印象です。

【会 長】 承知しました。ほかの委員はいかがでしょうか。

【委 員】 以前のC I Mコラム執筆のための取材等を通じて、市の職員の中には、あまり知られていない意外な仕事を担当されているということを知りました。そのような職員や仕事を紹介することは面白いのではないかと思いましたが、難しいでしょうか。

【事務局】 職員の立場だからこそ、そのような意外な仕事をしているということについては、ぜひ聞いてみたいところではあります。しかし、ご提案いただいておりますながら記事化が難しいという回答ばかりで申し訳ございませんが、どのような内容が面白いのかについて、職員と市民とそれぞれの視点から見ても異なると思いますが、そのような調整は難しいように感じる場所です。

例えば、「C I O補佐官」というC I O（最高情報責任者）を補佐するポストを設置したり、「広報戦略アドバイザー」という伝わる広報の実現に向けた指導・助言業務を行う外部人材の登用といった取組も行ったりしているところですが、単にそのように設置したポストの話だけではなく、何か新しい業務を所管する部署ができた場合に、そのような部署の紹介を行う等のレベルであれば記事化できる余地はあるように思うところです。

【会 長】 承知しました。いずれにしても、何とか記事として形になるのであれば、検討し、調整いただければと思います。

(4) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

[事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であって、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件2件及び前回の審議会において主管課に確認すべき事項となっていた事項（SMS催告システムにおける他自治体の導入状況及び電話番号の目的外利用の可能性）について報告を行った。]

(5) 個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

[事務局より、個人情報の保護に関する法律第68条の規定により、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている要配慮個人情報漏えいした事案について、当該事案の概要、発生原因、発覚後の本人への対応、個人情報保護委員会への報告等について説明を行った。その後、以下のとおり質問があった。]

【会 長】 ただいまの件につきまして、意見や質問等がありますか。

【委 員】 資料11について、右端の欄の「個人情報保護委員会からの指摘等」が「なし」という記述がありますが、個人情報保護委員会は、この事案について事前に知る立場にあったのでしょうか。指摘の有無と、「なし」ということがどういう位置づけなのか気がになりました。

【事 務 局】 個人情報保護委員会において、行政機関等が報告する前に当該事案について知ることはおそくないという認識です。行政機関等の報告後に、その内容に応じて個人情報保護委員会の権限の範囲内で追加の確認等が行われる場合があり得るという認識であることから、市からの報告後、何らかの確認事項や指摘等の有無のほか、その内容を記載するためにこの欄を設けており、本件については「なし」と記載しているところです。

【委 員】 状況はわかりましたが、個人情報保護委員会がやるべきことをやらずに「なし」という記述になったと誤認されてしまうと、少々不本意だと思ったところです。

【事 務 局】 行政機関等の報告を受けた後に、個人情報保護委員会として当該行政機関等に更なる確認をする義務までは法律上存在しないと思います。令和6年度上半期で、個人情報保護委員会への報告事案が合計901件あった中で、影響が大きいものや、行政機関等に対して注意喚起すべきものについては何らかに対応していると思われしますが、この欄について誤認させてしまう部分があったのであれば大変申し訳なく思います。行政機関等が報告を行った場合に、必ず個人情報保護委員会からの確認がフィードバック等も含めてあるかどうかでというと、そのような仕組みではないという認識です。

【委 員】 承知しました。

【会 長】 ほかにはいかがでしょうか。それでは、以上をもちまして、「個人情報保護委員会への漏えい等の報告について」を終了といたします。

(6) その他

[事務局から、今回の審議会が令和6年度最後の開催であり、今年度末をもって、令和5年4月からの任期が終了となることについて確認を行った。]

以上